

ゴルフ場利用税の概要

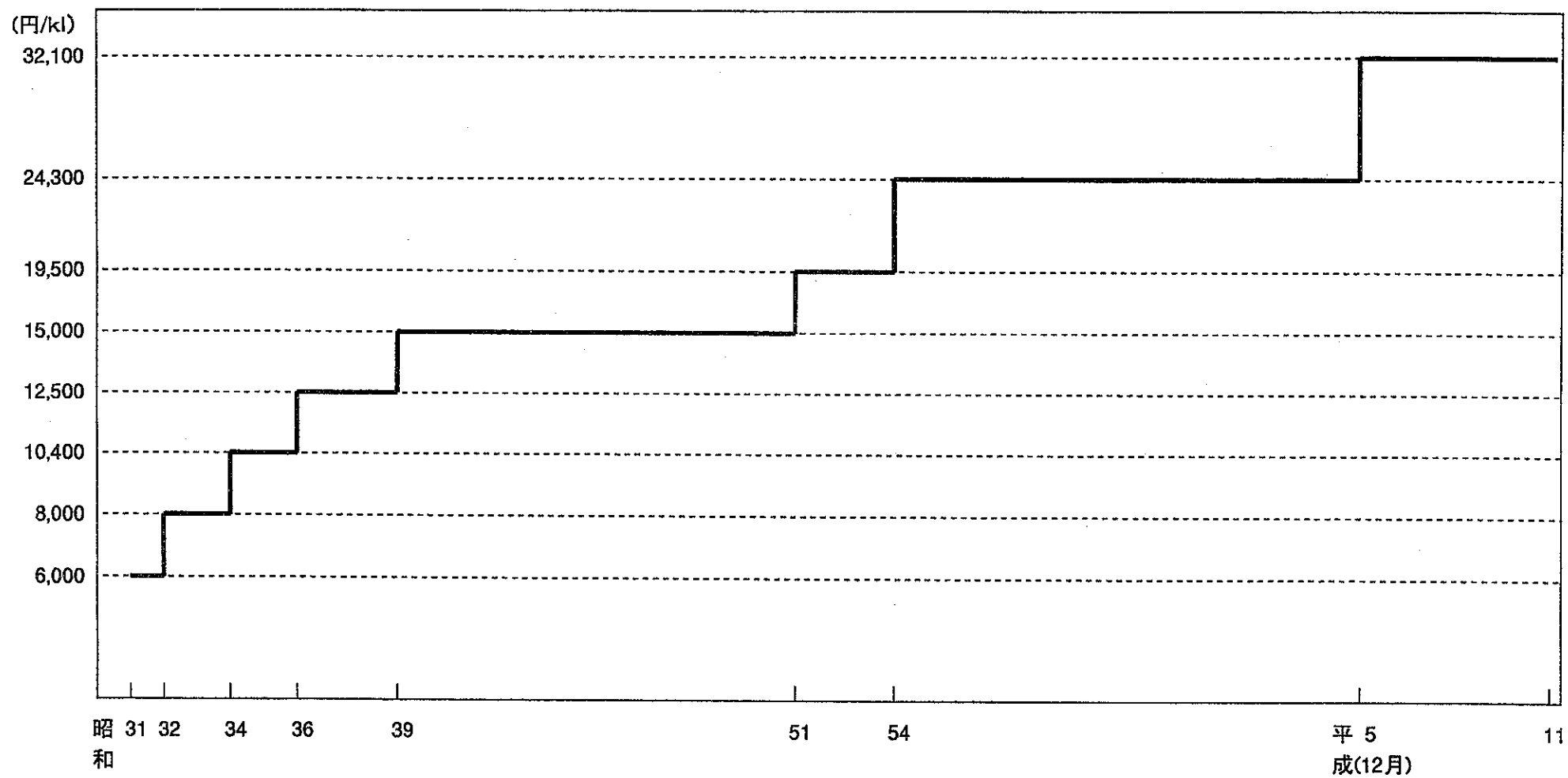
課 税 主 体	都道府県
課 税 客 体	ゴルフ場の利用行為
納 税 義 務 者	ゴルフ場の利用者
税 率	標準税率は、1人1日につき800円（但し、制限税率は1,200円）
交 付 金	ゴルフ場利用税の収入額のうち10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場が所在する市町村に交付
交付市町村数	1,334市町村
税 収	980億円（平成9年度決算額）

消費課税における特定財源の概要（地方税：平成11年度地方財政計画ベース）

税 目	課 税 物 件	税 率	税 収 の 使 途	平成11年度 収入見込額
自動車取得税	自動車の取得	○自家用 5 % (特例税率：～平成 15.3.31) ○軽自動車及び営業用 3 %	道 路 財 源	億円 4,673
軽油引取税	軽油の引取り	1 キロリットルにつき 32,100 円 (特例税率：～平成 15.3.31)	道 路 財 源	12,972
入 猟 税	狩猟者の登録	○甲種又は乙種狩猟免許に係る登録 6,500 円 ○丙種狩猟免許に係る登録 2,200 円	鳥獣の保護及び狩猟に関する経費	13
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯行為	1 人 1 日につき 150 円	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用	230
計				17,888

注.「平成11年度収入見込額」は、平成11年度地方財政計画額である。

軽油引取税の税率の推移



自動車税・軽自動車税改正要望について

燃費基準による軽課・重課（運輸省、環境庁）

軽 課（平成 12 年度 100 万台）

- ・新燃費基準（2010 年基準等）達成車

自動車税・・・▲5,000円
軽自動車税・・・▲2,000円

重 課（平成 12 年度 35 万台）

- ・旧燃費基準（2000 年基準等）を一定割合（注）下回る車
（注）普通自動車は平成 12、13 年度は 20 %、14 年度以降は 10 %
軽自動車については平成 12 年度から 10 %

自動車税・・・+5,000円
軽自動車税・・・+2,000円

【例】自家用乗用車（総排気量 1500 ㏄超 2000 ㏄以下のもの、新車）

軽 課	現 行	重 課
34,500 円(▲ 5,000 円)	39,500 円	44,500 円(+ 5,000 円)

自家用軽自動車（四輪、新車）

軽 課	現 行	重 課
5,200 円(▲ 2,000 円)	7,200 円	9,200 円(+ 2,000 円)

※ 燃費基準対象車種：乗用車及び総重量 2.5 t 以下の貨物車

排出ガス規制等による軽課・重課（環境庁）

軽 課（平成 13 年度 113 万台→平成 14 年度 228 万台）

- ・低公害車 ▲30 %
（電気、天然ガス、メタノール
ハイブリッド車）
- ・排出ガス技術指針適合車等 ▲10 %
（平成 12 年排出ガス規制より 50 %
低いレベルの車等）
（注）乗用車の排出ガス技術指針適合車（平成 14 年度）
▲ 5 %

重 課（平成 13 年度 163 万台→平成 14 年度 138 万台）

- ・旧排出ガス規制（昭和 51 年規制等）適合車 +10 %

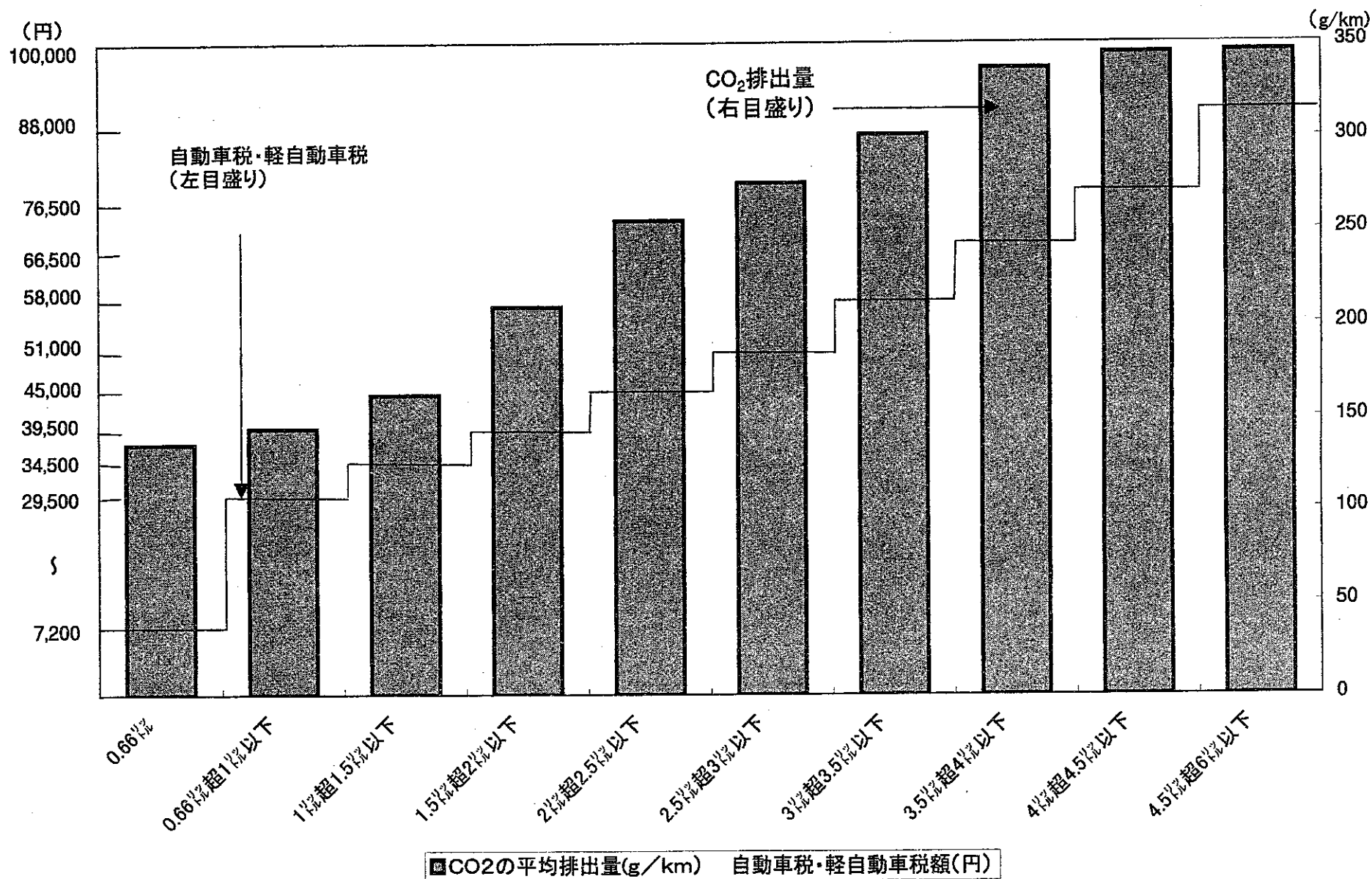
【例】自家用乗用車（総排気量 1500 ㏄超 2000 ㏄以下のもの、新車）

軽 課	現 行	重 課
(▲ 10 %の場合) 35,500 円(▲ 4,000 円) (▲ 30 %の場合) 27,600 円(▲ 11,900 円)	39,500 円	43,500 円(+ 4,000 円)

自家用軽自動車（四輪、新車）

軽 課	現 行	重 課
(▲ 10 %の場合) 6,400 円(▲ 800 円) (▲ 30 %の場合) 5,000 円(▲ 2,200 円)	7,200 円	7,900 円(+700 円)

自動車税・軽自動車税とCO₂排出量との関係



- (注) 1. 運輸省「乗用車等燃費一覧」(平成11年3月)に基づき作成。
 2. CO₂排出量は、総排気量別に区分したガソリン乗用車(AT車)の1km走行におけるCO₂排出量の平均値。

平成 1 1 年度税制改正による低燃費車・低公害車に係る自動車取得税の軽減措置

低 燃 費 車	低 公 害 車
○一定の燃費基準を満たす低燃費車に係る特例措置の創設 ・対象車 新燃費基準（2010年基準等）達成車 ・特例措置の内容 課税標準（自動車の取得価額）から30万円を控除	○税率（自家用5%、営業用3%）から下記の率を控除 ・電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド車（バス、トラック） 2.4%→ 2.7% ・ハイブリッド車（乗用車） 2.0%→ 2.2%
排 出 ガ ス 規 制 ・ N O x 法 関 係	
○平成12年排出ガス規制適合車に係る税率の軽減措置の創設 ○NOx法の特定地域での基準適合車への買換え ・特例の適用対象となる自動車の範囲に平成12年排出ガス規制適合車を追加	

自動車税の概要

課税主体

都道府県

課税客体

普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）

納税義務者

自動車の所有者

税率（標準税率）

区 分	営業用	自家用
乗用車 (二輪の小型自動車に属するものを除く) 総排気量 1,000cc以下	7,500円	29,500円
1,000cc超 1,500cc以下	8,500円	34,500円
1,500cc超 2,000cc以下	9,500円	39,500円
2,000cc超 2,500cc以下	13,800円	45,000円
2,500cc超 3,000cc以下	15,700円	51,000円
3,000cc超 3,500cc以下	17,900円	58,000円
3,500cc超 4,000cc以下	20,500円	66,500円
4,000cc超 4,500cc以下	23,600円	76,500円
4,500cc超 6,000cc以下	27,200円	88,000円
6,000cc超	40,700円	111,000円
トラック	18,500円	25,500円
バス 一般乗合用	14,500円	49,000円
一般乗合用以外	38,000円	
三輪の小型自動車	4,500円	6,000円
上記の区分以外の自動車	各都道府県において条例で定める額	

徴収方法

普通徴収

（新規登録については、原則として証紙徴収）

税 収

17,046億円（平成9年度決算額）

一

1,131億円（平成9年度決算額）

自動車取得税の概要

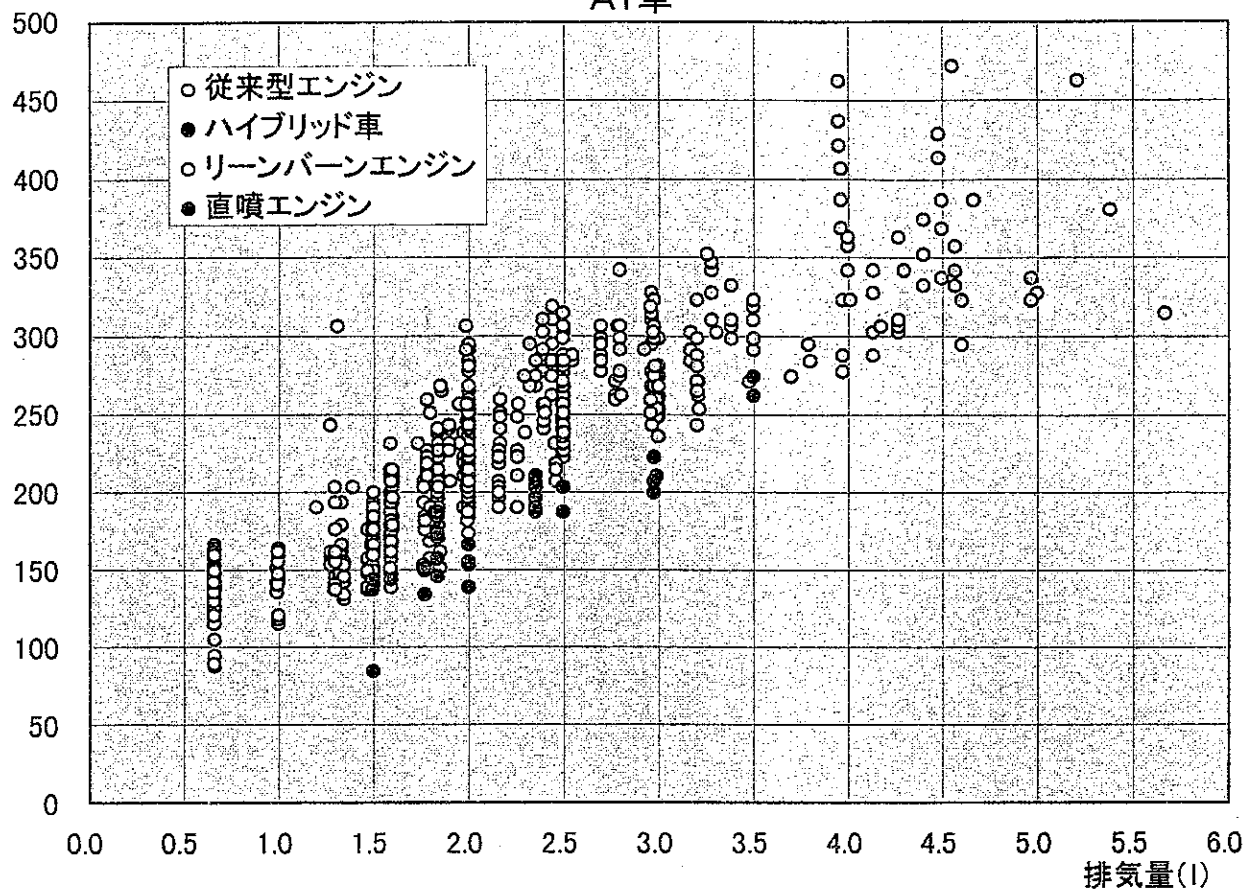
課税主体	都道府県
課税客体	自動車の取得
納税義務者	自動車の取得者
課税標準	自動車の取得価額
免税点	50万円 ※平成15年3月31日までの暫定措置（本則15万円）
税率	自家用の自動車で軽自動車以外のもの・・・5% ※平成15年3月31日までの暫定税率（本則税率3%） 営業用の自動車・軽自動車・・・3%
使途	道路に関する費用（道路目的財源） （市町村の道路目的財源として税収の70%を市町村へ交付）
税収	5,621億円（平成9年度決算額）

排気量別CO2排出状況

乗用車排気量別CO2排出状況

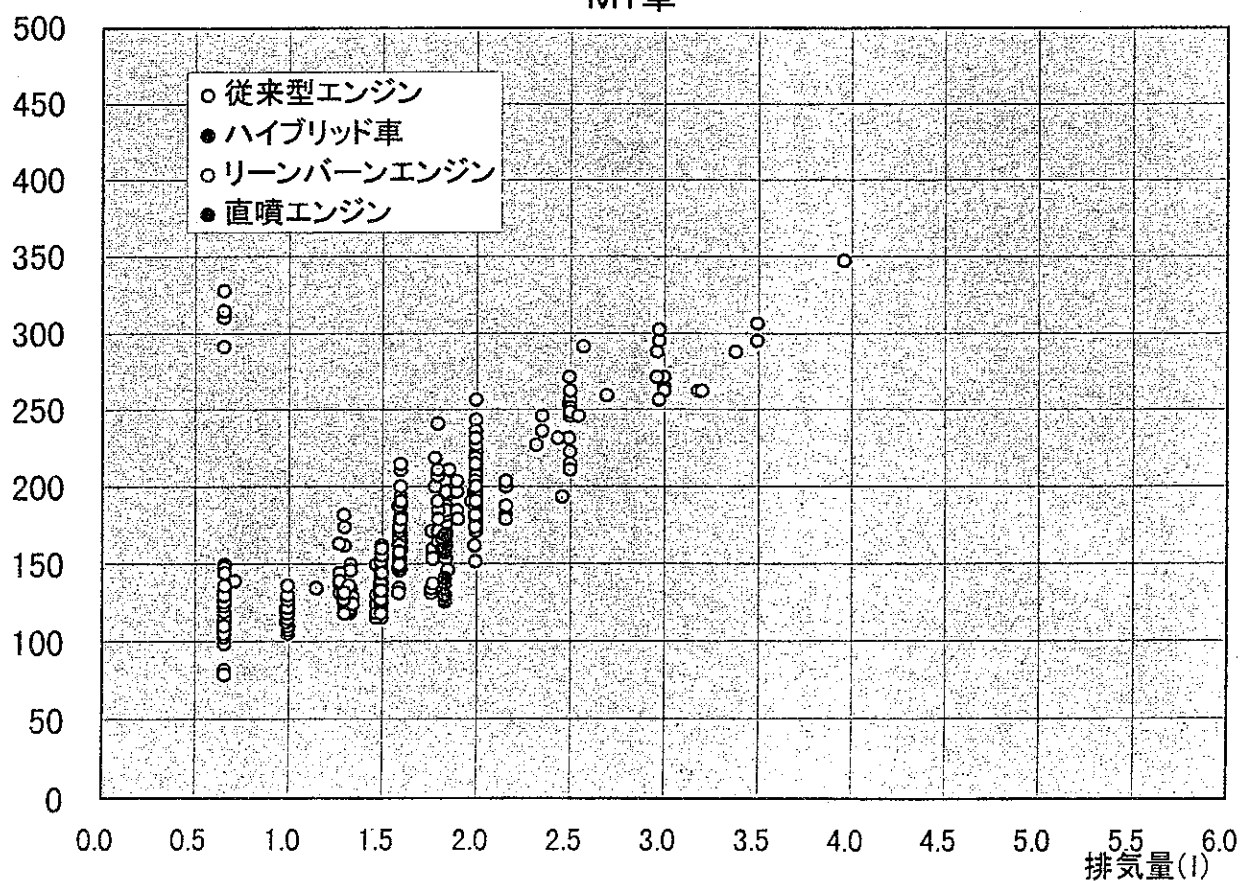
排出量(g-CO2/km)

AT車



排出量(g-CO2/km)

MT車



地球温暖化対策推進大綱の進捗状況及び今後の取組の重点

(平成11年7月2日 地球温暖化対策推進本部)

2. エネルギー供給両面の対策を中心とした二酸化炭素排出削減対策の推進（エネルギー需要面の二酸化炭素排出削減対策の推進）

(5) 新たな省エネルギー型技術等の開発・普及

②クリーンエネルギー自動車・低公害車、低燃費車の普及促進

- 平成11年度税制改正において、自動車取得税について、低燃費車に係る課税標準の特例措置の創設及び低公害車に係る税率の特例措置の拡充を行った。
- クリーンエネルギー自動車・低公害車、低燃費車に対する購入費の補助、技術開発を行うとともに、省エネ法の自動車の燃費基準についてトップランナー方式の考え方を導入した省エネルギー基準を平成11年3月に告示したところであり、これらにより、クリーンエネルギー自動車・低公害車、低燃費車の普及促進を図っている。
- 今後とも、低燃費自動車の一層の普及促進を図るため、自動車関係税制を含め、あらゆる効果的な政策手段について検討する。

地方公共団体の環境保全対策

地方公共団体の環境保全対策（平成10年度環境白書より）

地方公共団体においては、環境保全に関連した条例等の下、

- ・廃棄物・リサイクル対策
- ・交通基盤の整備
- ・環境影響評価の推進・制度化の検討
- ・生活排水対策の推進
- ・環境負荷の少ないエネルギーの導入促進
- ・生活騒音対策
- ・自動車利用の合理化指導
- ・緑化の推進
- ・低公害車の利用
- ・トラスト制度等による緑の保全

等の施策を実施

◎都道府県・政令指定都市における環境基本条例、環境総合計画制定状況 （平成10年3月末現在）

環境基本条例制定状況(既制定数)		環境総合計画策定状況(既制定数)	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
40	10	41	11

◎市町村の環境保全関連条例制定状況 （平成10年3月末現在）

総合的な環境条例 制定市町村数	公害防止条例 制定市町村数	自然環境保全条例 制定市町村数
264	622	274

◎環境影響評価に係る条例・要綱等の制定状況 （平成11年3月末現在）

条例制定団体数		要綱等制定団体数	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
32	11	14	0

（参考）

地方の環境保全対策経費の状況（平成9年度決算額、地方財政の状況（平成11年3月）より）

6兆215億円（都道府県1兆4,547億円、市町村4兆5,668億円）

